

令和５年度 第２回 鈴鹿市多文化共生推進計画検討会議 会議録

日 時：令和５年８月７日（月） １４：００～１６：１０

場 所：鈴鹿市役所 本庁舎１２階１２０４会議室

出席委員：１０名（順不同敬称略）

山脇 啓造，清水 啓子，丸山 竜司，坂井 芳規，坂本 久海子，
板倉 操，田中 浩樹，吉崎 美穂，森田 カレン，宗沙 ルイス

※山脇氏，田中氏についてはオンラインコミュニケーションツール
（Teams）により参加

事務局：市民対話課長，職員２名

傍 聴：なし

内 容：下記のとおり

（事務局）

前回の検討会議では，事務局から計画の元となる施策の体系図までをお示し
させていただき，委員から意見をいただいた。

その意見を受けて，事務局では現状及びこれまでの課題，今後の状況の変化
に応じた実効性を確保した計画にしたいと考え，資料３「鈴鹿市多文化共生推
進計画の策定に向けて」の修正版を作成した。本日は，この資料３を中心に各
委員から御意見をいただきたい。

（事務局）

傍聴者なし。

本会議内容は，個人情報部分を削除し，鈴鹿市ホームページに公開する。

会議の進行については，前回同様，明治大学の山脇氏に座長をお願いするが異
議はあるか。

（出席者）

異議なし

（山脇座長）

事項書に沿って，まず事務局から説明をいただき，その後，委員から意見を聴
取する。

（事務局）

資料３，４により説明。

前回の検討会議での主な発言を踏まえ、資料3「鈴鹿市多文化共生推進計画の策定に向けて」の修正を行った。修正箇所の中でも、資料4において、赤字で表記した箇所が大きく追記・修正した箇所である。

以下、資料3、4のポイントを章ごとに説明。

《第1章》（資料3 P1～）

計画の期間について、前期・後期を明記。（資料3 P2）

《第2章》（資料3 P3～）

現在の「鈴鹿市多文化共生推進指針」に対する、これまでの取組とその評価を追記した。（資料3 P10）

また、「本市の国際交流（資料3 P13）」を新たに追記し、「本市における課題（資料3 P14）」を修正した。

《第3章》（資料3 P15～）

「施策の体系（資料3 P16）」の修正を行った。具体的には、前回の検討会において、年齢に応じたライフステージ別の施策をまとめる意見があったことから、「（2）①ライフステージに合わせた切れ目のない支援」に世代別の施策を集約した。その他にも関係所属と協議を重ね、「施策の体系」を修正し、主な修正箇所については、資料5において赤字で表記した。

また、各施策を実行する機関を前回の会議では、関係所属のみの表記に留まっていたが、関係各機関と各施策を推進していく意味で、国際交流協会や NPO、事業所等、関係各機関を明記した。

加えて、市民の多文化共生意識の向上を図る意味で、新たに「国際意識の醸成（資料3 P22）」を追記した。

《第4章》（資料3 P17～）

今回の資料3「鈴鹿市多文化共生推進計画の策定に向けて」において、32の施策を挙げ、その中で、重点的に取り組む5つの“重点施策”を新たに設定した。

この5つの重点施策については、本計画の前期4か年（令和6年度から令和9年度）の中で関係各機関と連携して、計画的に施策を推進していく。

《第5章》（資料3 P25～）

本計画が市単独の取組とならないよう、関係各機関の役割を示した「各主体の役割（資料3 P25）」を新たに追記した。

また、計画的に各施策を推進していけるよう、毎年度、施策の進捗状況を把握、点検していく「計画の進捗管理」を追記した。

《策定までのスケジュール》（資料4 P14）

本日の会議で各委員から意見を聴取した後、庁内対象所属と協議を進め、行政経営会議、議会説明、パブリックコメント等により、令和6年4月の計画策定に向け、議論を進めていく。

(山脇座長)

事務局からの説明に対し、章を分けて、委員の意見を聴取していく。

質問がある委員は挙手願う。

《第1章、第2章》

(山脇座長)

国立社会保障・人口問題研究所から 2070 年に総人口の 11%が外国人になるといった将来人口推計が発表された。おそらく、今後、都道府県別の推計も公表されてくると思うが、鈴鹿市としても、そうした人口推計を活用して、これからの外国人人口の推移を計画へ明記することは可能か。そうすることで、この計画の重要性がより広く伝わると思う。

(事務局)

現在の資料3では、人口推移について現状を把握する意味で明記している。将来人口推計について、本市の計画に有益な情報が入手できれば、加味することも考えたい。

《第3章》

(吉崎委員)

新たな体系図(資料5)において、「(3) 多文化共生の地域づくり」の中に「【No28】国際交流事業の促進」が新設され、資料3 P13 では「4 本市の国際交流」を追記してあるが、国際意識の醸成についての内容に違和感があり、資料3での説明が不足しているように思う。改めて、事務局からの説明をお願いする。

(事務局)

本市においては、ベルフォンテン市との青少年相互交流事業をはじめとした、友好都市との国際交流を行ってきた。今回記載した内容については、国際交流と多文化共生が結びつきにくいと捉えられたかもしれないが、国際親善事業についても、その先には多文化共生意識の醸成がある。友好都市との国際親善事業は、本市において、長年にわたる有意義な取組の一つであることから、今回新たに計画の中に明記した。

(吉崎委員)

確かに国際意識の醸成も重要であり、国際理解が進むことによって、地域の多文化共生が進んでいくというような説明であったが、友好都市の内容だけではなく、国際理解のことも明記するような形で修正をいただければと思う。

資料3 P13の「4 本市の国際交流」に国際理解の内容を詳しく明記いただくと共に、体系図についても、「(3) ②国際意識の醸成」がこの部分に明記していることについて、再考をお願いしたい。

(山脇座長)

「(3) ①多文化共生の意識啓発」, 「(3) ②国際意識の醸成」とで“意識”が重複している。「(3) ②国際意識の醸成」については、「(3) ①多文化共生の意識啓発」と結合させてもよいのではないか。

(吉崎委員)

「(3) ①多文化共生の意識啓発」の中に【No28】のような施策を設け、“国際理解の促進”と明記しながら説明した方が市民の理解も得られると思う。

(事務局)

いただいた意見を踏まえながら、計画へ反映できたらと考える。

(板倉委員)

国際意識の部分について、20～30年やってきて、この程度の認識なのだと感じる。これまで、各機関や市民の間でやってきた取組には、さまざまなものがあり、市内の国際交流はこれだけではない。一例として、清水委員の保育所に通わせていた外国人から「この園でなければ日本語は習得できていなかった」という話も聞いた。

国際交流協会ができたときに、当時、外国人＝英語圏のことばかり話題にしていたが、実際はブラジル・ペルーの方が多いなど、全く違うものであった。これでは、行政側の意識が変わっていないように思う。

(清水委員)

多文化共生と国際交流は別だと思っている。平等な関係を築いた後、国際交流はその先の取組であると思う。

(山脇座長)

国際交流の部分について、各委員から意見があったが、事務局としては見直し

を検討することでよいか。

（事務局）

修正については、一度検討させていただく。繰り返しになるが、国際交流は多文化共生に繋がるものであると考えるため、計画策定に向け、説明が不足しないよう修正していく。

（山脇座長）

国際交流と多文化共生について、全く関連がないわけではないが、それをどう位置付けるかは多文化共生を実現していく上で重要であるため、委員からの意見も聞きつつ、修正いただければと思う。

（坂本委員）

資料5の基本理念にある「互いの文化的ちがいを認め合い・・・」ということに対して、国際親善の部分は違和感を覚える。人口減少社会の中で、外国人とどうように多文化共生社会を実現していくかだと思う。

（山脇座長）

基本理念について、「互いの文化的ちがいを認め合い」の部分は削除すべきとの意見であるか。

（坂本委員）

漠然としていて、削除した方がよいと思う。

（吉崎委員）

前提に多文化共生推進指針があり、その発展形として、今回の計画があるのであれば、基本理念は変える必要はなく、指針を継承していくものになると思うが、事務局の考えはいかがか。

（事務局）

外国人と共生していく上で、基本的な理念は変わらず、指針から受け継ぐものであると考える。時代の変化については、各施策の中でしっかり取り組んでいきたい。

（板倉委員）

理念は理念で据え置いてもいいと思うが、もっと深く考える必要がある。

(宗沙委員)

外国人が増加していく中で、日本人のアイデンティティがどんどん失われていくのではないかと懸念する。冒頭、座長の話にもあったように 50 年後には、総人口の 11%が外国人となるという数字もある。総括的なワードとして、多文化共生という表現が使われていると思うが、根本的な問題として、日本人がどうしたいのかが、基本理念になった方がいい。多文化共生という言葉は抽象的だが、ここからどう具体的に取組んでいくかだと思う。

(坂本委員)

多文化共生とは、文化的なものを想起するが、実際はごみのルールや生活のルール、自治会のことを教えるなど、セーフティーネットづくりこそが多文化共生である。ごみのルールなど、まずは日本のルールを学んでいただかないと、いくら多文化共生といっても実現しない。

外国人側も日本社会の一員になる努力をしてもらった後、「互いの文化的ちがいを認め合い」という部分が実現していくと思う。

(山脇座長)

ここまで、皆さんの考えが出されたが、今回の会議で、理念を変更するのは難しいと感じる。本会議の趣旨は、計画の策定にあるので、各施策に対して、発言をいただくものとした方がいいか。

(出席者)

異議なし。

《第3章，第4章》

(宗沙委員)

「施策 No 2」の目的とは、日本文化を受け入れてもらうために「やさしい日本語の活用と促進」を入口にし、まずは“やさしい日本語”をステップとして、外国人に日本語教育を提供する場という認識でよいか。

(事務局)

「やさしい日本語の活用と促進」には、さまざまな面で意義がある。例えば、情報発信の部分では、いわゆる役所言葉をそのまま使っていては、外国人に全く情報が届かない。加えて、多国籍化が進む中で、全ての言語を母語対応していくことは不可能である。

そのため、「やさしい日本語」を活用することで、日本語を学ぶ入口とすることに加えて、より多くの外国人市民が地域の情報を受け取り、繋がりを持つきっかけになると考えている。

(宗沙委員)

今後、IoT や DX の技術が進む中で、多言語への翻訳のハードルが下がっていくと考える。そのような中で、「やさしい日本語の活用と促進」を是非、日本文化に触れる一歩目という観点で進めていただければ、今後、日本人、外国人の関係がより良いものになると感じる。

本計画は、8年後を見据えた計画だと思うので、多言語への対応は技術革新によりクリアしていけると思うので、せっかく「やさしい日本語」を重点項目に定めているのであれば、文化に触れるという意味で重点項目に明記いただければと思う。

(山脇座長)

「やさしい日本語」について、文化を理解してもらおうという面でも大切であるが、外国人に対する日本語教育と「やさしい日本語」はセットである。今後は、外国人住民に対する日本語教育を国の責務で諸外国のプログラムのように進めるべきである。一方で、日本語学習をはじめた外国人住民にとって、「やさしい日本語」は大事なものとなる。ITやAIの普及で多言語化は進むと思うが、一方で日本に定住する外国人には、しっかりとした日本語学習機会の保障が必要ではないかと考える。

(坂井委員)

会議冒頭に「国際意識の醸成」が話題になったが、アンケートの結果、日本人市民の多文化共生に関する認知度（資料3 P 8（カ））が低調な結果となっており、日本社会があまり多文化共生に関心がないといった事実が問題である。この結果は、外国人が日本社会に住み続けることを考えると、非常に問題であると考ええる。国際意識を醸成していく中で、日本人の意識をどう改善していくかが重要である。

また、コロナ禍において、多くの外国人から相談を受けてきたが、「日本に長く住んでいても日本語が話せない」、「日本語を知らないがために、労働条件を知らずに働いている」といった方もいた。雇用の面においては、このような連携会議において、ハローワークの参画がないことが課題だと思う。

(森田委員)

難しく考えすぎず、日本語を勉強する意欲のある外国人には十分な学習体制を整備いただき、また、なかなか意欲的でない方にも、何かの刺激を与えることを行政にはお願いしたい。

コミュニケーションがとにかく大切であるため、時間をかけて、日本人と外国人とが話し合える場を設けていただければと思う。

(丸山委員)

多文化共生を実現するには、森田委員が話したように、外国人と日本人が思いを寄せ合わなければ始まらないと思うが、日本人の方に多文化共生を理解しようとする気持ちや行動が欠ける部分があるのではないか。

生活オリエンテーションを伝え、外国人が日本社会の中でストレスなく生活できるようになった上で、日本人との交流を通じて、文化的な理解を深め合えば、はじめて多文化共生に繋がるのではないか。

(田中委員)

福祉の観点から「施策 No12 (資料 3 P19)」における老年期の対応において、「外国人の高齢化に対応できるよう、多言語による情報発信等」について明記してあるが、すでに対応できている部分かと思う。

本計画は 8 年先を見据えた計画であるとのことで、例えば福祉業界でいうと外国人のヘルパーの育成や治療、看護を含めた多言語対応など、現在できていない、先を見据えた施策も明記してはいかなか。

また、「施策 No15 (資料 3 P19)」では「外国人材の雇用に関する情報提供」について明記してある中で、福祉分野においても外国人材を雇用している事業所があるため、外国人材をより多く育成していくためにも「実行する機関」にそのような事業所に参画いただくのも一つではないか。

その結果として、外国人材を育成していき、外国人の高齢化や医療体制の充実に繋げていただきたい。加えて、それぞれの外国人対応について、具体的にどう対応していくかも明記していただけたらと思う。

(事務局)

「施策 No12」等について、既に実行できている施策が明記されているという発言であったが、本計画については、本日の検討会議を経て、改めて関係各所属との協議を進めさせていただく。各施策については、計画の期間である 8 か年のうち、とりわけ前半の 4 か年で進める内容であるため、各所属と議論する中で、より具体的に実行する施策を明記出来たらと考える。

(事務局)

田中委員に質問であるが、先ほどヘルパーの育成等の発言があった中で、現状、外国人の高齢者からどのような相談を寄せられるケースが多いか。

(田中委員)

そもそも介護保険制度やデイサービス等を知らないといった事案を現場で働いている方から伝え聞く。“介護”については、当事者が当該サービスを利用する時になってみないとわからない。その際に多言語での対応と併せて、外国人材の活躍もあれば、より良いサービスになると思う。

《第5章》

(山脇座長)

前回の会議で私から「多文化共生を進めていく上で、行政だけの取組では限界があるので、より広く地域の担い手と連携・協力していく旨の内容を計画に盛り込んだ方がよい。」と発言し、今回新たに計画（資料3 P25）に各主体の役割として、“市民”，“地域活動団体”，“事業所”，“教育機関”，“国際交流協会”を加筆いただいている。このあたりも含めて、各委員からの意見はいかがか。

(坂本委員)

体系図（資料5）の「実行する機関」の中でNPO等、行政以外の機関が明記されているが、例えばNPOが実行している取組は他にもあるため、追加いただくことは可能か。

また、外国人の高齢化について、計画に年齢割合を記載（資料3 P4）いただいているが、数年後の人口統計も併記いただくことは可能か。

(事務局)

計画の施策であるため、あくまで行政と連携した取組について、実行する機関に関係各機関を明記している。記載内容については、関係所属とも改めて、協議・精査した後、計画素案の作成に繋げていく。

人口統計については、冒頭の議論にもあったように、可能な範囲で明記するか検討させていただく。

(坂井委員)

国際交流協会の事務所について、シームレスに気軽に外国人が出入りできる場所が必要ではないか。

(板倉委員)

国際交流協会の事務所について、この計画を実行していくような市の現状・規模に適していないと感じる。改善をお願いしたい。

(事務局)

必要に応じて、関係各機関と協議させていただく。

(板倉委員)

「資料5(2)②適正な労働環境の確保」について、産業政策課の分野になると思うが、事業所に対する多文化共生の啓発等、3つの施策に明記されている中で、対応がすごく遅れていると思う。これについては、事業主側の意識が低い状況にあると思うので、行政が強く連携していく必要がある。これは従業員の日本語学習の問題にも関わる。

(坂井委員)

やはりハローワークとの連携が必要だと思う。

(板倉委員)

ものづくり産業支援センターの専門アドバイザーは、外国人を雇用している企業としっかり連携している。

(事務局)

当課としても、産業政策課と連携しながら、取り組んでいきたい。併せて、技能実習制度も新たに改正される中で、適切な日本語学習環境を整備していくには、地方任せにならないよう国にもしっかりと提言していきたいと考える。

(山脇座長)

本日も各委員からさまざまな意見があったが事務局には、計画の作成をはじめ、国の有識者会議や外国人集住都市会議を通じて、国へしっかりとアピールし、委員から出た意見を届けていただきたい。

(閉会の挨拶 市民対話課長)

本日の会議を経て、改めて、庁内の関係各所属と協議をし、計画の素案を作成していく。各委員には、庁内協議が完了した段階で資料3の修正版を共有させていただく。

本日は出席いただき、ありがとうございました。

(事務局)

これを以って、令和５年度第２回鈴鹿市多文化共生推進計画検討会議を終了する。

皆様御出席ありがとうございました。

【閉会】